

本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成25年(ワ)第5815号
期日	平成26年8月8日 午後1時30分
氏名	井形浩治
年齢	53歳
住所	大阪府箕面市坊島3-5-14
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙速記録のとおり

以上

宣 誓 書

良心りょうしんに従したがって本当ほんとうのことを
申し上げもうあげます。

知しっていることを隠かくしたり、
ないことを申し上げもうあげたりなど、
決けっしていたしません。

以上いじょうのとおり誓ちかいます。

氏名

井形 浩志



速 記 録 (平成26年8月8日 第2回口頭弁論)

事件番号 平成25年(ワ)第5815号

本人 井 形 浩 治

被告ら代理人

乙第27号証を示す

これはあなたのサインと押印がありますけれども、あなたが作成されたもので間違いございませんか。

間違いございません。

訂正箇所はございますか。

2か所ございます。1ページ目の2行目、私の学部長在任期間ですが、平成21年10月から平成24年3月となっておりますが、正確には平成22年10月から平成25年3月と、1年ずれた形です。間違っておりました。

あなたは現在、大経大で、あるいは経営学部で、何か役職を持っていますか。

はい、教務委員長をやっています。

それは、全学の教務委員長をされてるということですか。

はい。

甲第1号証を示す

特任教員の採用の手続、こういうことについては、現在、これにのっとって運用されてるということですよ。

はい。

原告吉井先生の特任教員の任用に関しては、あなたのほうは、学部長として関与されたということになるわけですかね。

はい。

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

甲5、6、7については、あなたは、原告から書類を受け取ったことはあり

ますね。

あります。

直接受け取ったのか受け取っていないのか、どうですか。

→ e-mail
確認の件

間接的ですが、受け取りました。

どこから間接的に受け取ったんですか。

→

事務局から手渡されたように記憶してございます。

甲1の9条の②、「教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に」、推薦委員会に報告することになってはいますが、これが、あなたの手元には入っていないんですね。当時のですけど。

→

当時の教務委員長には、まだもちろん渡してございません。

いや、あなた自身が学部長のときに、もちろん、②の授業実績状況というのあなた自身はもらってもいないし、見たこともないんでしょう。

もらっていません。

この②の分については、推薦委員会にいずれは提出されるということになるんですか。

はい。

先ほど示しました、甲5、6、7、これを推薦委員会のほうに、あなた自身は提出されておられませんね。

してございません。

特に、甲7の「3カ年講義計画」、この分についてももちろん提出されてませんね。

提出してございません。

提出していない理由はどういうことでしょうか。

平成24年9月28日の教授会におきまして、吉井氏から特任教員の申請がございました。その折に、教授会にて、カリキュラム検討委員会にて、そういう申請の3か年計画については検討審議していただき

このまじ
要はも →

たいというふうに申しました。結果として、10月22日でございますが、カリキュラム検討委員会の当時の委員長、池島でございますから、結論だけ申しますと、吉井氏の特任教員の科目が、不要、若しくは必要度が低いという結論をいただきまして、書類としては不備と申しますか、推薦委員会に提出できないという結論になりました。

提出できないということ、原告の吉井先生のほうに、いつどういような形で御連絡されましたか。

同年10月12日に、経営学部のカリキュラム検討委員会にて吉井氏の申請については、先ほど申しました理由という結論が出ましたので、吉井氏にメールを送り、同月の15日に、吉井氏の研究室へその内容について報告に参りました。

ちょっと誘導的なものがあるかもしれないけれども、カリキュラム検討委員会は10月12日に開かれたんですよね。

はい。

そのときに、引き続いて教授会が開かれましたよね。

はい。

カリキュラム検討委員会から、先ほどおっしゃっていただいた内容は、教授会の後でしたか、先でしたか。

教授会の後でございました。

後にそういう報告があったんですか。

はい。

それで、メールをされたんですか。

はい。

後先になりますけれども、先ほどの甲5、6、7、これはいつ頃、その事務局を通して、原告の吉井さんのほうから提出されたんですか。

9月28日の教授会前だというふうに記憶してございます。

甲第5号証を示す

任用資料として9月29日現在になってて、教授会の後の日付になっているんですけども、これは、今の話とは違うんですけど、どういうことですか、受け取ったのは29日じゃないんですか。

記憶は不確かではございますが、前に受け取ったんですけども、資料が29日になっていたのか、それか私の考え違いで教授会の後ということも、ないとは言い切れません、申し訳ございません。

それははっきり分からないの。

はい。

9月28日の教授会で、あなたは特任教員の採用のことにに関して、明年度の説明を学部長としてされましたね。

はい。

大まかにどんな説明をされたのか、御記憶のある範囲でおっしゃっていただけますか。

教授会の折です。特任教員の任用規程を中心に、教授会にて特任教員及びその任用手続について説明いたしました。

教授会で説明の折に、今出ております甲1の任用規程というものを、あなたは持っておりましたか、持っておりませんでしたか。

持って、机の上に置いて説明しました。

それで、先ほどの、授業計画について、カリキュラム検討委員会に意見を聞くというようなことも説明されたんですか。

はい、その場で、任用規程について説明した後に、ついでにはカリキュラム検討委員会にて、吉井氏申請の特任教員としてのことを検討審議していただきたいということで、そのときに、教授会も一応了解したといたしますか。

そのときに、吉井先生、あるいは、それ以外の教授の方でも結構ですけど、

輪写後 →
とある訳定紙
と云々言葉ではか

それは、カリキュラム検討委員会で検討するというのはちょっとおかしいんじゃないかというような異議が出ましたか、出てませんか。

出てございません。

また元の話に戻りますが、翌月の10月12日になったわけですね。

はい。

それで、教授会後に検討委員会の池島委員長のほうから結論をもらって、メールをお渡ししたということですね。

はい、さようでございます。

先ほど、原告にそういう結果を御報告してお会いになったということでしたね。

はい。

そのときのやり取りをお聞きしたいんですが、どういうふうにはあなたは原告のほうに研究室で御説明されましたか。

あらかじめメールしておいて、所定された時間に吉井研究室に伺いました。結論につきまして、先のカリキュラム検討委員会にて検討審議した結果、今回、任用機関に提示された科目内容が不要若しくは必要度が低いという理由を中心とする理由で、このまま推薦委員会に上げることはできなくなったということをお述べしました。

そういうふうにはあなたのほうに言われたんですね。

はい。

そしたら、吉井先生は何かおっしゃってましたか。

基本的に、このまま推薦委員会に提出せよというふうには私におっしゃいました。

それはどういう理由でそのまま出せと言われたんですか。

私を知る限りですが、吉井氏は、形式的な手続であるがゆえに。

ちょっと待ってください。私の知る限りではなくて、吉井氏はどういうふう

に言われたんですか。そのときに、これは推薦委員会に出せないとあなたがおっしゃったわけでしょう。それに対して、吉井先生の反応というか、言葉でありましたら、どういう言葉だったのかというのをおっしゃっていただけますか、という質問です。

→
ウソの表現

とにかく出せや、出したらできるんや。

出したらできるんやと、何がですか。

特任教員になれるんや。

出したらなれるんやと、こういうふうに言われたということですか。

はい。

それで、あなたのほうが、出せないと、言葉悪いけど、押し問答みたいになっただけですか。

はい、かなりの時間になりました。

ちょっと後先になりますけれども、あなたは、推薦委員会に書類を出せないということで、吉井先生も、この話では辞退を言われたというふうにおっしゃっているんですけども、辞退してほしいと、そういうふう言われたと間違いないですか。

間違いないです。その続きとしてそのようなことを申しました。

それで、その間のやり取りは時間的に大体どのぐらいあったんですか。

1時間以上、1時間半近かったのではないかと記憶しています。

出す、出さない、あかん、そんなんで。

はい。

それで、最終的にどないなっただけですか、あなたが研究室に行かれてのやり取りの結末は。

徳永学長のところへ、これは特任教員推薦委員長ですが、相談というか、話に向うという形で、相談に向うので、とにかくそれで待っていたきたい的なことを申しました。

ということは、あなたのほうからそういうふうに言われたんですか。こう着状態ですね。

はい。

私のほうから徳永先生に一遍聞いてみるわ、というような、あなたのほうから口火を切ったんですな。

はい。

それで、原告との間で折り合いがついてその話は終わったということですか。

はい。

あなたの今のやり取り 1 時間余りの、これについて、証拠で録音テープが出されてること御存じですか。

そのようでございますね。後で気が付きました。

いや、録音することについて了解がありましたか、ありませんでしたか。

私は了解してません。

いや、そういう録音をさせてほしいという話がありましたか、ありませんでしたか、という質問です。

そういう話はありません。

そうすると、先ほど、吉井先生も言ってたけれども、黙って録音されてたと、こういうことなんですか。

はい。

それはそのとおりなんですか。

はい。

甲第 11 号証を示す

その反訳書が証拠として提出されているんですが、これは、あなたに読んでもらってますね。

はい。

この中で、しゃべったことが一字一句反訳されてるということなのか、飛ん

でということなのか、そののところはどうですか。

一字一句正しいとは確定できません。

聞いたけれども、あなたがしゃべったことも入っているわけで、それがそのとおりののか、そこに何か抜けてるかどうかというのは分からんということですか。

はい、抜けてるような気がします。

例えば、どの辺のことか言えますか。

何か、昔の話を聞かしていただいたところが抜けてるような気がするんですが、記憶が不確かでございますので。

そういうところもあるんじゃないかと、こういうことですか。

はい。

話が元に戻りますが、推薦委員会の委員長である徳永推薦委員長、学長ですよ。

はい。

学長は、あなたは相談した結果、どんな話だったんですか。

結論から言いますと、学部のカリキュラム検討委員会にて了解できない事案については受け付けられない、というふうにおっしゃいました。

吉井先生はとにかく出せと言っているけど、出したいんだけどもというふうにあなたは言われた、言われてない、どっち。

吉井先生のごことは申しました、学長に。

出せと。

吉井先生の主張については学長に伝えたんですが、学長は受け付けられませんでした。

授業計画、先ほどの甲7そのものは、徳永委員長のほうに渡して話をされたのか、渡さないで、今の、とにかく受け付けてもらえるかどうかの話をしたのか、どっちですか。

渡してございません。

そうすると、3か年の講義計画は渡してないし、先ほど御質問しました甲1の第9条の研究業績とか、それから役職歴、こういうものも渡していない。

私からは渡していません。

私からというのは、あなたとしては出すことになっているんでしょう、本来は。

はい。

受け付けてくれない以上出せなかったと、こういう形になりますか。

はい、そうです。

徳永さんとの話について、原告のほうに御報告をされましたね。

はい、その日の夜にしました。

乙第18号証を示す

これ、見覚えありますね。

はい、ございます。

これはどういうものですか。

これは、吉井氏に私のほうからメールを送り、また吉井氏からの返信のようでございます。

メールによるやり取りですね。

はい。

これを読んでいただいたらいいんですけれども、中段のところに、16日の13時15分より学長徳永先生うんぬんで、特任Aに関する任用手続、これまでの状況説明をいたしました、というくだりがあるんですけれども、こういう形で御報告したということですね。

はい、そうでございます。

その結論が、上のほうのところに載ってるという形でいいんですか。「先日はご説明、ありがとうございました。」のところ、これは吉井氏からの返事

なんですね。

はい。

それで、最後、戻りますけれども、「今後、同事案につきましては、事実上進めていくことは不可能になりました。」と、こういう結論的なことを連絡されてるわけですね。

はい。

それで、次のページ、2枚目ですけれども、「カリキュラム委員会として、判断された、沢山の理由・根拠を文書でくださいますか。」と、こういうくだりがあるんですが、これについては、点線の中に書いている、こういう見解のもとに出せないと、こういうことになったんですかね。

はい。

吉井先生は納得行かないと、これについても、出せないということに関して

も。

そのようでございます。

カリキュラム検討委員会の結論を、お伝えして辞退を申し込んだでしょう。

はい。

それで出せないということで平行線をたどって徳永委員長と相談をして、受け付けられないと。

はい。

あなたのほうで、これ、ちょっと授業計画を修正するというのか、そういうことを原告のほうに、修正したらどうですかと、こういう話はされましたか、したことはありますか。

いえ、してございません。

そうすると、辞退してくれの一点張りという言葉悪いけど、そういう話だけだったわけですか。

結果的にはそうになりました。

結果的と言われたら、理解しにくいんだけど、ちょっと授業計画を一遍見直したらどないですかというふうなことも言ってないわけでしょう。

ウツ →

はい、その場の雰囲気がとてもそんなことを言えるような雰囲気でもないですし、取りつく島もないような形、15日の吉井氏の研究室のやり取りは取りつく島のないほどの勢いで言われましたので。

つまり、出せ出せと。

そうです、推薦委員会開いて出せと。

推薦委員会開いて。

書記

推薦委員会を、そんなこと言うと、おまえから学長に開かして出せと、おまえが持っていけというふうに。

押し付けろと、委員会のほうに。

はい。

そやけども、それについては、相談してみるということになったんやね。

はい。

辞退したらどないですかと、それプラス、いえ、ちょっと直されたらどないですか、というふうなことも言えるような状況じゃなかったということですか。

↓

もう、全然聞いていただけなかったです。

それで、結局、推薦委員会に、受け付けられないということで事実上不可能になったということで、この件については、学部長として教授会のほうに御報告をされましたか。

はい。

いつの教授会ですか。

※

11月16日の教授会にて行いました。

それに対して、構成メンバーの教授のほうから、それはおかしいじゃないかとか、いろいろな意見が出たんですか、出なかったですか。

ウソ

— 出てません。

吉井先生はその教授会出ておりましたか。

いらっしゃいました。

そのときの発言、何かありましたか。

記憶ございません。

それはおかしいとか言われたんと違うんですか。

そういうことについては言われてません。

結局、教授会は、そういう特段の意見出ないで終わったわけですね。

はい。

その後、どういうふうな形に、例えば後任の問題だとか、ゼミの問題とか、そういうことについて教授会として検討をされたんですよね。

はい、11月20日、学内理事会にて、もう一度私は、吉井氏が不採用になったことを報告しまして、11月30日の教授会にて、吉井氏の後任人事、それからゼミの対応について、そのとき全部じゃないんですが、一応方向性を出すような意見を述べました。

教授会のほうでは、それについて、学部長の説明について了承をもらえたんですか。

はい、もらいました。

それから、吉井先生に関して、特任は無理だけれども、非常勤講師ならどうかと、こういう話の意向打診を、学部長としてされたことはありますか、ありませんか。

いたしました。

それはいつ頃したのか御記憶ありますか。

不確かなんですが、11月に入ってからだというふうに記憶してございます。

それは、推薦委員会の委員長の、受け付けられないという後ですね。

→
の論理は
△ジュンかあ子
△と

はい。

非常勤だったらどうかと。吉井先生はどない言われましたか。

これは池島先生から連絡をお願いしたんですが、最後までお返事いただけなかったです。承諾のお返事いただけなかったです。

→
メ-ルを
送る
ない。
それに対して返事がなかったということですか。回答について、こうこうこういう理由でそれは非常勤の講師になれないと、こういうようなことじゃないんですね。

はい、回答自体がなかったということです。

原告代理人

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

→
先ほども見られたかもしれませんが、甲5の「特任教員任用資料」とありまして、原告の名前がありまして、甲6、甲7も同じく原告作成のものですけども、これを事務局から先生が受け取られたということですね。

→
(うなずく)

そこからカリキュラム委員会に、授業担当計画を回したという流れですか。

はい。

最初にこれを受け取られたときの印象というのは、どういったものですか。

印象って何でしょうか。

例えば、これを見たときに、問題があるんじゃないかと最初に思いましたか。

いえ、そのようなことは思いませんでした。

カリキュラム委員会に回す前に、先生御自身で一通り目を通されましたか。

目を通しました。

その段階では問題あると思わなかったんですね。

あるとは思わなかったです。

その後、カリキュラム委員会の報告を受けたということですがけれども、先ほどの池島先生からのお話では、カリキュラム委員会の総意として、原告の授

業担当計画が認め難いという話を報告したときに、井形先生は特に何もおっしゃらなかったというふうな話があったかと思うんですけども、それは事実ですか。

事実です。

なぜとか、疑問を持ったりとか、驚きとか、そういうものはなかったですか。

ございませんでした。

甲第11号証を示す

先ほど、カリキュラム検討委員会の総意という部分を、原告の研究室に報告しに行った話がありましたけれども、そのときに、先ほど先生は、原告が、出せやと、出したら通るといような話をしたとあったんですけども。例えば、甲11の48ページ上から9行目の「吉井」と書いてるところで、「推薦委員会にだしていただいて、僕が何か欠落してる要因があるかどうかちゅうのが明確になれば、その一、僕が認められへんだけの話やんか。」と、そういう話があったりとか、真ん中辺で、「吉井」、「うーん、つらからうが、その一、僕としては、この大学で10数年、一生懸命」、「大学と学生へのサービスをやってきたつもりやから、それに恥じる行動はしていないつもりやしね、だから、それで落とされるんだったら、落とされるでいいじゃないの。僕は別に恥じることはしてないし、それは全くいいですわ。」とあるんですけど、この発言を見ると、先ほどの先生の発言とちょっと矛盾すると思うんですけど。

矛盾しません。

しませんか。

はい。

先ほどの先生の話では、原告は、出せば通ると言いましたと、でも、ここの記載は、出して落ちるならそれでいいじゃないかという発言をしてると、ちよつと違いますよね。

推薦委員会に出して落とされるならそれでいいと言っているんですね。先生は、出せば通るんやと原告が言ったと話をされてましたけど、通るってどういう意味ですか。

でも、落とされてもいいじゃないかということは通る場合も想定されてるわけでしょう。これが正しいのであればですが。

答えになってないですよ。

いえ、それが正しいのであればですが、通るということも想定されると、僕は理解しました。

言葉の議論をしても仕方ないんですけど、さっき先生がおっしゃってた、原告の出せば通るといった発言は、通る可能性もあるというぐらいの意味合いで原告が言ったということですか。

そうです。

通ると断言して言った話じゃないんですね。

断言なんか、私、してませんが。断言は撤回します。断言はしてません。通るといふふうにはおっしゃいました。

原告が通ると言ったんですか。

出せばいいやないか、出せやということをおっしゃいました。

出せや、ただだったら私も聞き流すつもりだったんですが、出せば通るんやという話を原告が言ったと。

出せば通ると言いましたか、じゃ、間違いました。そこは間違いです。

そんなこと言ってないですね。

↓
被告ら代理人

主語が分からないので、今の話は、原告が言ったかどうかということでの疑問ですよ、先生。そここのところ、ちゃんと聞いてもらわないと。

原告代理人

先ほどの主尋問では、原告が、とにかく出せやと、出せば通ると言ったとい

うふうに先ほど先生がおっしゃったと、原告の発言の紹介としてね。

出せばいいやん、というふうに言ったということです。

そういう意味ですね。

そうです、出せばいいやん、です。

原告が、まるで提出すれば必ず通るような発言を、ずっと主張していたという意味ではないんですね。

……………そういう発言はしてません。

(以上 真鍋 佳代)

先生のほうが原告のほうに、原告の授業担当科目について、カリキュラム委員会として不要、若しくは必要度が低いという結論になりましたという話を持っていったわけですけども、先ほど主尋問の中で、じゃ、代わりの科目を、例えば修正しませんかとか、ほかにどういう科目を持てますかとか、そういう話はしていないということでしたよね。

はい。

その理由として、言える雰囲気じゃなかったということですか。

はい。

じゃ、日を改めて、もう一度行って、担当科目を変えたら計画立てれるかもしれないよと、御検討いただけませんかという話はしましたか。

してません。

しようと思わなかったですか。

思わなかったです。

なぜですか。

その日は徳永委員長のところへ事前協議するということで結論が出ますんで。

その日じゃなくて、その後の話。その場の雰囲気が言えることじゃなかったんだったら、日を改めたら、また言えるようになったんじゃないですかとい

この頃
不誠実な
ヒントのキザな話

初歩を
6934
24(1)1
24(1)1
ウツの発言

うことです。

なかったです。

言おうと思わなかったんですか。

思える雰囲気でない状態が続いてました。

メールなんかでも送れませんでしたか。

メールを御覧になっていただければ、それ、送れる内容じゃございません。

雰囲気じゃないという言葉がちょっと分かりにくいんだけど、もう一度具体的に、なぜ言えなかったのかっていうのは、原告がかなり憤ってたということですか。

そう感じました。

でも、ひたすら辞退を求めるほうが余計、原告が怒るんじゃないですか。

.....

代替案を出すほうが、より原告の特任教員に選ばれたいという希望があるんだから、その可能性がある方向と一緒に探るほうが原告の気持ちが収まるんじゃないですか。

気持ちが分かりません。

先生が辞退しろの一点張りだったから、原告が怒ったんじゃないんですか。

一点張りではないです。

違うんですか。

違います。

先ほど主尋問では、そういう話だったと思うんですけど、違いますか。

一点張りということではございません。

でも、辞退してくださいっていう話を最終的には、先生としては貫き通したんですよね。

貫き通してません。 それだと、徳永推薦委員長にも行けませんので。

→
そのことあるが、行っているか。

それは、新卒の待遇でわかる

甲第11号証の48ページ、最後から4行目で、井形先生が、「ほんなら、まあ、一回あげれるよう努力してみますので。」と書いてるんですけど、このような発言はされたんですか。

あったかどうか自信ありません。あったかもしれません。

具体的に徳永学長に、原告の特任教員の申請を何とか推薦委員会に上げたいと、あげれるようにという何か配慮は特別されましたか。

徳永委員長には状況を説明して、そのアドバイスを求めたという形です。

→
いけ
そ
だけですかね。

はい。

原告の申請に対して、推薦委員会が開かれるように何らかの配慮をしたという事はないんですね。

配慮って何でしょうか。

無事にその手続が進められるように、計らいをしたということはないんですね。

ですから、徳永学長に相談したというのが配慮になりますか。

徳永学長にはどのように説明したんですか。

今申しましたいきさつです。吉井氏からの特任申請が出て、それ以降、カリキュラム委員会、それから吉井氏との対応という一連のことを相談しました。

どれぐらいの時間、説明しましたか。

明確ではございませんが、副学長が同席してたと思うんですが、15分から30分程度じゃなかったかと記憶します。

そのときに、書類上の不備があるという説明をされたんですね。

説明はそのようにいたしました。

不備という言葉の意味ですけど、書類が足りないとか、記入漏れがあるとか、

そういう説明はしてないんですね。

そういう説明はしてません。

じゃ、不備って何なのですかというふうに、学長から質問はなかったですか。

つまり授業計画がカリキュラム検討委員会で、了解、承認できない内容であるということです。

それを先生は書類上の不備という説明を加えてしたわけですか。

加えてません。それを書類上の不備と我々は呼んでました。

学長に申請書類とか原告が作成した申請関係の書類を見せたりはしましたか。

見せてございません。

甲第1号証を示す

第9条の③「学部長は教務委員長および対象者と協議の上」とあるんですけども、先生の見解、先ほど、この原告とのやり取りは協議をしたというふうな考えなんですかね。

どこでしょうか。

「学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出する。」とありますけども、協議をしろと書いてるわけでしょう。

はい。

先生は協議をしたんですか。

はい、対象者とは協議しました。

原告とですか。

はい。

ただ、辞退しろとしか言っていないのは、これ、協議と言えるんですか。

その前の9月28日の教授会で出された提出書類を中心に、カリキュラム検討委員会で検討審議していただきたいということを教授会メンバー全員の前で申しました。ですから、そのカリキュラム検討委員会のメンバーの判断も、ここでは協議に入ってると理解してます。

いつの日か →
エッセイ

協賛を以て
on line

と 互 恵 的 に 入 入

そんな規定はここに書いてないでしょう。カリキュラム委員会って、どこに書いてますか。

カリキュラム委員会は書いてございません。

「対象者と協議」と書いてるんだけど、対象者と協議したんですかということに対する答えなんですよ。

はい、協議しました。

それは先ほどの協議とおっしゃるんですか。

そうです。

原告が、それでも辞退をしないと言いつけたわけでしょう。

そうですね。

違うんですか。辞退すると言ったんですか。

言いつけたというのは毎日何も連絡取ってませんので。

原告の要求は一貫して変わってなかったんでしょう。

そういう意味では、そうです。

それに対して、このような規定もあるわけですから、申請できるようにしようと、専任推薦委員会開けるようにしようという努力は何かなさいましたか。

はい。ですから、先ほど申しましたように、学長に事前に協議、行ったというのがその一つの方法です。

不備があるという報告をしてるんだから、原告との間で不備がないような形に、もう一度申請書類を直そうとかいう話はされなかったんですか。

はい。ですから先ほど申しましたが、とてもそういう話ができる雰囲気、取りつく島もない状況でございました。

カリキュラム委員会の総意として報告を受けたものに関しては、先生もそれはごもつともだというふうに同意、その当時はしたわけですか。

はい、そうです。

そこに疑問とかおかしいんじゃないかという考えはなかったんですか。

ございませんでした。

先ほどの私からの質問に、最初は甲5号証ないし甲7号証を見たときに、特段問題は感じなかったんだけど、カリキュラム委員会から問題があると指摘されて、特に疑問の余地もなく、ああ、そうだと思ったわけですか。

はい。予断を持って進めるとまずいと思いました。ですから、私が見た感じでは、ないかなと思って出したつもりでした。

甲第14号証を示す

10ページの真ん中ら辺に、山田先生の質問がありまして、「学部長」と、「はい」と先生が答えて、「あの、さっきあの書類上の不備でということでした。」と、「その書類上の不備という内容をちょっと説明しておいていただけませんか。」ということに対して、これが2012年11月16日の教授会の。

教授会の資料、こんなもん出てるんですか。

初めて見ましたか。

これは認められてないんですか。

提出された証拠見てないですか。

見てません。

一応、先生も被告だから、当事者なんですけど、あんまり証拠見てないですね。

いや、これ、今具体的に、すみません、じゃ、ちょっと見落としたかもしれませんが、はい、大丈夫です。

けっこう分厚いんですけど、あんまり聞いても。

ああ、結構です。

山田先生から書類上の不備ということの説明していただけませんかと質問があったのは覚えてますか。

はい、あったかもしれませんが。

先生が一生懸命答えてるんだけど、11ページの上から2行目でも、「いや、書類上の不備だから何か書類に不備があってというところなんだろうからと聞いてるんですけどね」という項が上がってるんで、ちょっとそれがまともに答えた答えが見当たらないんですけど。

いや、答えたつもりですよ。

一生懸命、先生のほうとして、原告の特任教員の申請を辞退させようとしてたように見えるんですけど。

いえ、そんなことしてません。

辞退させようとしてたじゃないですか。

いや、結果を受けて言っただけで、最初からじゃございません。結果を受けても何でもいいですけど、辞退を勧めましたよね。

はい。

その一番の理由は何ですか。

学部のカリキュラム委員会が認められないというのを、そのままの形で、ほかの委員会で審議はあり得ないと考えてましたからです。カリキュラム委員会の科目のどうのこうのっていうのは、それは実質の話だから、後に教授会で議論したらいいとは思わなかったんですか。

カリキュラム委員会の、じゃ、意見に沿わないんだけど、教授会に出すということですか。

例えば、そういう話を選択したりしなかったですか。

いや、そんなん考えてませんでした。

カリキュラム委員会の判断は絶対なんですか。

絶対と思いません。

先生は職務上、学部長は授業計画を特任教員推薦委員会に提出すると規定されているにもかかわらず、それを提出できるように、原告に対して科目の修正しませんとか、そういう働き掛けはすべきだとは思わなかったんですね。

思いました。

何でやらなかったの。

同じことです。吉井氏の場合、取りつく島がなかったんです。

それだけが理由ですか。

はい。

先生、学部長でしょう。

はい。

役職上は原告より上の立場でしょう。

役職上はね。

原告に物言えないんですか。

いや、物は言ってます。言うことを聞いてくれないんです。固執されるんです。

被告ら代理人

甲第14号証を示す

なぜ、これが出たのかというふうな話なんだけど、この教授会の録音は各教授が勝手にできるといような取扱いですか。

違います。

ということは、原告さんは勝手に黙って録音してたと、こういうことになりますか。

はい、そういうことになると思います。

甲第1号証を示す

これも法的なことだから、ちょっと聞いてもどうかと思うんだけど、甲1号証の先ほどの「教務委員長および対象者と協議の上、授業計画を推薦委員会に提出する。」ということだけど、考え方として、協議をしたけれども、推薦委員会が受け付けてくれなかったという考え方と、協議そのものが成立していないということで提出できないという両方の考え方があるんだけど、

この説明は正しい。不成立の場合の修正
甲第1号証は 原告の証言

あなたとしては、どちらかということは、はっきり言えるんですか。

後者になりますかね。

いや、はっきり…。

それは、はっきりというのは、ちょっとすみません、難しいです。

要するに、私の質問は分かりますよね。

はい。

結果的には推薦委員会も開かれてないわけだから、授業計画を推薦委員会に出していないということははっきりしてるんですね。

はい。

だから、それは協議が成立してないから出してないのか、協議は成立してるけれども、受理がされなかったら出されていないということなのか、明確にあなたが言えるかという質問なんだけど、そこはちょっとあなたの意識を聞いてるんですけど、はっきり分かりませんか。

はっきり分かりません。両方かもしれませんが、はっきり分かりません。

両方ということはあり得ないんで、二者択一なんで、どちらかということしかならないんで、はっきり分からない。

分からないです。

裁 判 官

授業担当計画を推薦委員会に提出するに当たって、対象者と協議の上とあるんですけども、教務委員長とも協議すると書いてるんですけども、これ、教務委員長とは協議はしたんですか。

正確に言うと、教務委員長が所轄してる教務部というところから資料を頂かなきゃいけないんです。そのとき、教務委員長から、まず、それをお願いして出していただくということで、実質的には教務委員長が各学部の学部長と相談して、各学部の特任教員の候補者について、

教務委員長の
手紙の
送付の
実務は
教務部
でいい、うん

審議するという事自体はないんです。

そうすると、協議したか、してないかと聞かれると、答えはどっちになるんですか。

書類を出していただいた以上は、一応、協議したという捉え方で結構でございます。

その書類はいつ出してもらったんですか。どの書類のことを言ってるんですか。

9月28日以前だと記憶しています。

甲第5号証ないし甲第7号証を示す

この書類のことですか。

これでございます。

甲5ないし甲7を間接的に受け取ったと言われてる、この書類のことを言われてる。

はい、さようでございます。

特任教員推薦委員会というのは、構成員は何人になるんですかね。

ちょっと挙げますと、学長、4学部長、4研究科長、それと教務委員長、それから教務関係の事務が1名ということになります。

各学部長ということは、経営学部には限られないということですか。

そうです。経済、経営、人間科学、情報社会、それぞれの大学院の研究科長。

特任教員の任用に関する規程が変わってるんですけども、この変わる前後で審査する手続というんですか、これで何か具体的に変わったところというのはあるんですか。

ございません。

これは確認にはなるんですけども、原告のほうとしては手続を進めてほしいという希望があったわけですね。

はい。

落ちるんやったら落ちてもいいやんかと、そういうふうなことまで言って、進めてほしいと希望されてるんだけど、これ、進めなかった理由っていうのを、もう一度説明してもらえますか。

当時、吉井氏の研究室へ伺って状況を説明したんですが、非常に興奮されてございまして、私の話を聞いていただけなかった。多分、会話が正しいかどうか分からないんですが、取りつく島がないといえますか、非常に険悪な雰囲気の話がいて、とても新しい展開を切り出せる状況になかったというのが現状でございます。

あなたの認識として協議はしたんだけど、合意には至らなかったんですかね。

はい。

その段階で、仮定の話になってしまうんだけど、原告の出してきた授業担当計画、これをそのまま推薦委員会に提出して、推薦委員会を開いていたら、どういうふうになってたと思われませんか。

分からないとしか答えようがございません。

推薦されたか、推薦されなかったかは。

どういう御意見が出るか分かりませんし。

仮に推薦されたとして教授会でどういう意見になるかも分からない。

分かりません。

ついでに言うと、理事会でも分からない。

分かりません。

これまでに、この吉井さんの件と同じように、特任教員の任用の申請があったけれども、申請あるいは申請しようとした段階でもいいんだけど、説得して辞退させたというようなことはあるんですか。

過去にあったようなことは伺ってますが、どの事案なのかはちょっと

伺ってません。

そういう事例があったとは聞いてるけども、井形さん自身がやられたことはない。

もちろんございません。今回初めてでございます。

(以上 中村 清貴)

大阪地方裁判所

裁判所速記官

真

鍋

佳

代



裁判所速記官

中

村

清

貴



ウツ →
= 交代
記録に「リス」

2010.4
= 交代
4.7.05